失効再取得の申請手続き

R4年11月1日~

即日、仮免許

証を交付

仮免許試験

(学科·技能)

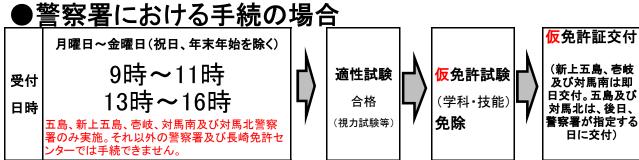
免除

免許期限切れ後、6か月以上1年未満(うっかり失効)の方

●試験場における手続の場合

受付 日時 15時~15時15分 ※ 適性試験等に時間を要します。 15時には申し込んでください。

●敬宛要にわけて壬姓の担合



●長崎免許センターでは受付できません。

※仮免許証の交付を受けた後は、

① 試験場で一般受験(本免許学科・技能試験)、取得時講習等の受講 ⇒ 本 免

許証交付

② 指定自動車教習所を卒業 ⇒ 本免許学科試験合格 ⇒ 本免許証交付のいずれかの手続となります。

【注意事項】

- ・失効した免許証が大型、中型、準中型又は普通を運転できる免許であって、失効してから6か月を超え1年以内であれば、大型、中型、準中型又は普通の「仮免許」の学科・技能試験が免除となります。
 - ※ 申請は、上記のうち1つの免種の仮免許証のみ選べます。
- ・運転免許が失効して1年を過ぎると仮免許試験免除の適用を受けることができません。